

ベトナムの税務当局が関係当事者間取引の精査に乗り出したため、今は行動が必要です

最近、移転価格との関連で各税務当局と税務局間でやり取りが行われていますが、その内容は、所得移転活動を巡り懸念が増大していることを示唆しています。公の通達では直接、修正措置や処分について明記していないものの、各税務当局に対し、関係納税者の法令順守状況の点検を指示しています。これには移転価格開示フォームの確認や、課税利益の再決定における独立企業原則の適用も含まれます。

ベトナムの移転価格規定

「移転価格対策」ルールとして1997年に初めて導入された移転価格規定は非常に広範に及び、ガイダンス細則に欠如していました。そのため、財務省のCircular 117/2005/TT-BTCが発行されるまで概ね未施行の状態でした。ちなみに、このCircularは2006年1月27日に発効しています。

Circular 117で定める規定は、「関連当事者」間で取引が発生したときに適用されます。Circular 117では移転価格の開示や、取引の性質が独立企業間のものであることを証明する書類といった要件を規定しています。関連当事者間取引の開示にあたっては、関連当事者間取引の性質、価額、出所、価格設定方法に関する情報を法人所得税の確定申告の一環として提出する必要があるものの、移転価格書類を最新の状態で作成し、税務当局の要請から30営業日以内に提供することが義務づけられます。提供の延期は1度限り、最大30日間まで認められます。

移転価格規定を順守しない場合、納税者は税務当局による移転価格の調査対象となります(移転価格調査)。こうした調査は、移転価格または収益性の修正に帰結することがあります。そのため、納税義務に加え、行政上の制裁金を課される可能性があります。この追加的な納税義務は取引が必ずしも損金算入できるわけではなく、その結果、二重課税につながります。これに加え、移転価格調査は完了までに数年を要することもあるため、納税者の事業展望や市場での評判も損なわれる可能性があります。

執行状況

域内諸国においては、移転価格ルール施行後の最初の数年に税務当局がルールの執行をそれほど積極的に行わないことも決して珍しくありません。しかし、ここ数ヶ月間は、ベトナムの税務当局が移転価格の面で内部研修あるいは海外の同じ当局者や専門家と意見交換する動きがみられます。これに加え、税務局は詳細な分析に向け、Form01の収集に率先して取り組み、複数の自動車メーカーへの調査を開始しています。この結果、Circular 117の現実的な適用を視野に入れて各税務当局にガイダンス細則が提供されました。これは各税務当局や事業体への複数のOfficial letter発行という形で現れています。中でも特筆に値するのがOfficial Letter 3761とOfficial Letter 4593です。

タイニン省税務局の Official Letter 1883/CT-TTr に回答した税務局の Official Letter 3761/TCT-CS は、「自動車部品」サプライヤーの納税義務に移転価格の修正が行われたことを示唆しています。この納税者は2年連続で赤字に陥り、原価を下回る価格で完成品を親会社に販売したときに独立企業原則に違反したとみなされた模様です。また、食品メーカーによる親会社への販売が独立企業間の条件によらないと認められたときも、税務局とトゥア・ティン・フエ省間の Official Letter 4593/TCT-CS に基づいて Circular 117 が発動されました。

効率性を向上させる移転価格ルールの改正

業務の効率性向上に資する Circular 117 への一部改正が、2009年の年末にかけて発表される見通しです。その改正案には、関連当事者間取引のよりの確な記載を促す移転価格開示フォームの修正、それに税務当局からの要請に基づく移転価格書類提出の期限短縮が盛り込まれています。

今後の展開は？

関連当事者との取引がある納税者は、移転価格調査に晒されるリスクを吟味することによって予防的な戦略を採用すべきです。以下の疑問に答えることで予備的な評価を実施することが可能です。

- ▶ 開示フォームを季節毎に提出していますか？
- ▶ 関連当事者との取引が多いにもかかわらず、過去数年に赤字を計上したことはありませんか？
- ▶ 赤字を計上したことがあるならば、こうした損失を正当化する商業上の理由はありますか？

その初期評価に際しては、弊社の税務専門家がいつでもご支援いたします。お問い合わせ先は次の通りです。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

移転価格

カルロ・ナバロ

carlo.navarro@vn.ey.com

パートナー

ナム・ホアイ・キウ

nam.hoai.kieu@vn.ey.com

マネージャー

リー・グラシア・モリナ

lea.gracia.molina@vn.ey.com

マネージャー

フーン・ヴァー・グエン

huong.nguyen.vu@vn.ey.com

マネージャー

税務およびアドバイザリー業務

ナム・グエン

nam.nguyen@vn.ey.com

パートナー

フーン・ヴァー

huong.vu@vn.ey.com

パートナー

ジェフ・シー

jeff.sea@vn.ey.com

シニア・マネージャー

ニャン・フイン

nhan.huynh@vn.ey.com

シニア・マネージャー

セーラ・ジャップ

sarah.jubb@vn.ey.com

シニア・マネージャー

タイン・チュン・グエン

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

シニア・マネージャー

チャン・ファム

trang.pham@vn.ey.com

シニア・マネージャー

テー・ジャー・トラン

the.gia.tran@vn.ey.com

シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克

Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁

Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ

Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn